

早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領

(名 称)

第1 本会は、「早池峰地域保全対策事業推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目 的)

第2 協議会は、早池峰地域の豊かですぐれた自然環境を将来に引き継ぐため、民間団体等と行政機関が連携して、自然環境の保護と適正利用を目指した保全対策事業を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3 協議会は、第2の目的を達成するため、下記事項の検討、企画、調整及び推進を行う。

- (1) 利用者のマナー向上対策に関すること。
- (2) 高山植物盗採防止対策に関すること。
- (3) 自動車利用適正化対策に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項。

(組 織)

第4 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第5 協議会の会議は、県南広域振興局長が招集する。

- 2 委員が都合により出席できない場合は、団体又は機関を代表する委員については、代理人が出席することができる。
- 3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部 会)

第6 協議会の運営に必要と認められる場合は、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(事務局)

第7 協議会の事務を処理するため、事務局を県南広域振興局保健福祉環境部に置く。

(補 足)

第8 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月29日から施行する。

別 表 (第 4 関係)

早池峰地域保全対策事業推進協議会 委員名簿

平成 2 5 年 1 月 1 5 日現在

区 分	所 属	氏 名	備 考
山岳関係団体	岩手県山岳協会評議員 岩手県勤労者山岳連盟副理事長	浅 沼 昭 男 七 木 田 光 宏	
自然保護関係 団体	早池峰フォーラム実行委員会会長 早池峰をきれいにする会会長 早池峰の未来を考える女性の会	中 嶋 敬 治 藤 原 二 三 男 永 田 京 子	
管理員	自然公園保護管理員 自然公園指導員	柳 田 千 恵 喜 浅 沼 利 一 郎	
観光業等団体	(社) 岩手県バス協会専務理事 (社) 日本旅行業協会東北支部岩手県地区会長	伊 壺 時 雄 菅 原 実	
報道機関	岩手日報社取締役販売局長	達 下 雅 一	
国	岩手南部森林管理署遠野支署長 三陸北部森林管理署長 環境省東北地方環境事務所盛岡自然保護官事務所 自然保護官	佐々木 欣 雄 堀 内 桂 二 小 笠 原 孝 記	
市町村	花巻市生活福祉部生活環境課長 遠野市環境整備部環境課長 宮古市川井総合事務所産業振興課長	晴 山 弘 之 佐々木 修 佐々木 均	
県	環境生活部自然保護課総括課長 商工労働観光部観光課総括課長 県土整備部道路環境課総括課長 警察本部生活安全部生活環境課長 県南広域振興局保健福祉環境部長 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長	小 野 寺 利 幸 戸 舘 弘 幸 細 川 健 次 羽 澤 武 志 奥 寺 高 秋 菊 池 憲 夫	

早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領に基づく専決事項について

(平成 14 年 4 月 26 日 早池峰地域保全対策事業推進協議会決定)

早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第 6 の 2 の規定により、早池峰地域自動車利用適正化部会の議決をもって協議会の議決とすることができる事項は、次のとおりとする。

自動車利用適正化対策に関すること